

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第16号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第19条の4第3項第3号中「地域事業課京北分室」を「右京営業所京北分室」に改める。

第27条第1項中「疲労等の伴う職務及び特殊な技術を必要とする」を「不健康な職務その他著しく特殊な」に改める。

第28条第1項中「次の各号に掲げる業務」を「疏水内死獣取扱業務」に改め、「次項以下の基準により」及び各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 奨励金の支給額は、前項に規定する業務の処理件数1件につき500円とする。

第28条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前4項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第27条関係）

支給対象となる職務	支給額
下水道維持管理業務	日額500円 (下水処理施設における除じん作業は、日額650円)
水道管路維持管理業務	日額350円
下水道工事業務	日額300円
水道施設維持管理業務	日額250円

別表第5を次のように改める。

別表第5 削除

別表第6を次のように改める。

別表第6 削除

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)